

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名：株式会社 中部評価センター (認証番号:24地福第3-3号)
訪問調査 平成25年12月6日(金) 実施日:

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人西尾こどもの家 (施設名)くさの実保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(園長)稲垣 みや子	定員(利用人数):90名
所在地:〒445-0062 愛知県西尾市丁田町道東172番地	TEL: 0563-56-8301

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>◆創業の理念の伝播 昭和48年、現園長が民家を借りて開所した乳児対象の共同保育所が、NPO法人の時代を経て、現在の社会福祉法人による運営になるまで、実に40年の歴史をたどっている。その間一貫して流れているのは、子ども一人ひとりの思いを大切に「人間として生きる基礎を身につけた子どもの育成」の精神である。若くて経験の浅い職員が増える中、保育の方向性を一つにするために、職員研修では園の歴史や理念・方針が時間を割いて語られている。保護者には、「入園のしおり」に掲載し、入園説明会でのプロジェクターを使った詳細な説明を行っている。</p> <p>◆アレルギーを持った子どもへの配慮 食育に力を入れた保育が実践されており、アレルギーを持った子どもへの対応力は群を抜いている。対象となる子どもに対して、アレルギーの原因となる食材を除去して提供するのではなく、可能な限りアレルギーを起こさない食材へ代替して提供している。他の子どもたちと違ったメニューの提供が、子どもの精神的な委縮や差別につながるような、人気メニューのカレーライス等は、全ての子どもが同じ代替食を食べている。</p> <p>◆地域のニーズに応えた事業展開 アレルギー児への優れた対応力から、園周辺の学区だけでなく、市内の広範囲の地域から子どもたちが通園している。その他にも、地域の保育ニーズをしっかりと受け止め、午前7時から午後7時までの「12時間延長保育」、年間2,000人以上が利用する「一時保育」、さらに、併設して運営されている「地域子育て支援事業」等、地域の大きな社会資源としての役割を果たしている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>◆評価や検証の仕組み作り 確かな保育の実践を証明するための記録に、不備なものが散見された。その多くは、「評価・検証」の仕組みの欠如に由来しており、例示すれば次のとおりである。研修実施後の教育効果の評価、実習生受け入れの効果検証、保護者からの意見・苦情に対処した記録、マニュアル見直しのルール、アセスメントやサービス実施計画(個別指導計画)の定期的な見直しのルール等々、P-D-C-Aを意識した仕組み作りを望みたい。</p> <p>◆保護者への事業計画の周知 保護者に対して、理念や方針、保育の内容については非常に高い理解・周知が得られている。反面、事業計画(保育園運営案)の内容の周知については、数値で見ると見劣り感はある。様々な理由が考えられるが、説明の時期や方法も一因であろう。年度の途中で入園した場合であっても、4月の通常入園の場合と同じレベルの理解が得られるように工夫し、保護者の信頼感の維持につながることを期待したい。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

事業計画の策定(中・長期計画)等、未策定のものもあり、今後の法人の方向性を指すものでもあり、しっかり計画を立て、職員や利用者(親)に周知していきたい。

保育内容の伝え方、職員の研修等もっと伝え方に工夫をし、親へも知らせていく事を今後していきたい。

今まで得意とする分野で親たちから評価され、第三者評価の結果としても評価された事は、今後も自信を持って続けていきたい。苦手とする書類化、マニュアル化は必要性もよくわかり(理解できた)努力したい。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「人間として生きる基礎をしっかり身につけた子どもに・・・」で始まる理念(園目標)を掲げ、それに整合する保育目標、運営方針を作成して、保育の方向性を明確にしている。

職員には園内での研修を通して、創業当時の沿革や考え方を伝え、思いを共有する強い組織を作り上げている。保護者に対する理念の周知にも積極的に取り組んでおり、入園時の説明会ではプロジェクターを用いて詳細に説明している。保護者アンケートにおいても、理念や方針に対する深い理解や周知の状況が証明された。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

市の「次世代育成支援行動計画(後期)」や、保育園変革の2015年問題への対応について、中・長期的に見た具体的な対処を検討している段階である。

事業計画(保育園運営案)の作成にあたっては、前年度の反省を踏まえて職員から意見を抽出し、園長と主任保育士がまとめ上げている。保護者への周知に関しては、4月の通常入園の場合は入園説明会で、年度の途中で入園した場合には入園前に個別面談を行って説明している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

約40年前、手造りの共同保育所を立ち上げ、現在に至るまで常に集団の先頭を走る園長の存在感は大きい。「くさの実保育園運営管理規程」の「職員の職務」に、園長の権限と責任が明文化してある。各種団体の会合や研修会への参加で得た情報を、園内の研修を使って職員へ周知しており、コンプライアンス遵守の姿勢が強く感じられる。「変化する保育園」に対応していくため、職員研修に力を入れており、職員が使用する各種の記録様式も、機能性や効率性を重視した改訂を行っている。2歳児用の「保育ノート」の改善も、その一環として実施された。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

間直に迫った児童福祉の大きな制度改革を前に、各種団体の会合や研修に参加して情報を収集し、円滑な保育所運営の継続を目指している。園運営の大きな課題として、保育士の継続した雇用の困難さを挙げており、保育の継続性が担保できない現状に警鐘を鳴らしている。改善策として、サービスの担い手として多数を占める若年保育士の育成に取り組んでいる。職員研修の範囲は、園の沿革や理念、制度や諸法令、接遇等、現場での支援に直接関わらない部分にも及んでいる。地域のアレルギー児への対応は手厚い。除去食を取り入れず、代替食を提供することで、市内の広い範囲から高い評価を得ている。
外部機関による会計監査の実施はないが、第三者評価を定期的を受審することでサービス面の透明性は担保されている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

<p>将来的な人材育成の具体的なプランは明文化されていないが、来たるべき「保育園の制度変革の時」に備えて、適応力のある保育士育成のための研修に力点を置いている。「平成25年度保育所職員研修参加者名簿」によって、個別の職員についての研修計画が明確になっており、研修実施後には「研修報告書」が作成されている。この報告書には、教育効果を評価・検証して記録する「欄」が設けられているが、実際に記載された例はなかった。実習生の受け入れに関しても、評価・検証の仕組みがなかった。</p> <p>園長、主任保育士同席の職員面談が実施されており、支援に関する職員の意見や就業上の意向が聞き取られている。</p>			
---	--	--	--

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-④ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>子どもたちに安全で安心した園生活を提供するために、必要と思われるマニュアル類は整備されている。特に、アレルギー児に関しては、様々な場面を想定しての、予防や対応の手順を取りそろえている。毎月、計画どおりの防災訓練を実施し、地域の合同防災訓練にも参加した。徒歩で8分をかけ、避難所に指定されている中学校まで、園児と職員が実際に歩いて確認した。</p> <p>遊具の点検は、毎週1回、チェックリストを使用して職員が行っている。さらに、専門業者による定期点検が毎年実施されている。行政に報告するレベルの事故の発生はない。</p>			
---	--	--	--

II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	① ・ b ・ c
	II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	① ・ b ・ c

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

理念や方針の中で述べられている「地域に根ざす」や「父母や地域と協力して」が、見事に具現されている。「くさの実保育園父母の会」や「くさの実保育園をささえる会」が、地域との取り組みを積極的に推進している。バザー、たけのこ掘り、夏祭り(盆踊り)、バーベキュー、餅つき、クリスマス会等々、園の行事に様々な役割を持って関わっている。地域の子育て支援にも積極的に係わり、週3回の開催日には30組ほどの親子が参加している。毎週開催の「木曜講座」には20組が集り、土曜日には「お父さん講座」が開かれている。「一時保育」の人气が高く、ここから入園につながっていくケースも多い。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

園の運営や様々な行事等の実施について、職員に意見を求めたり、企画段階から保護者が参画して検討したりしている。乳児、幼児共に毎日記入するお便り帳があり、保護者は相談や意見などを述べやすい環境である。相談室が用意されており、登降園時などを利用して園長や主任保育士に相談できる環境にある。さらに、行事ごとのアンケートも実施されている。それらを以降の園運営に活かすためにも、意見や要望等にどのような対応を取ったかを記録に残す仕組みの構築を望みたい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
	Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	a ・ Ⓑ ・ c
	Ⅲ-2-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ Ⓑ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

保育園の前身である共同保育所の理念、方針を基盤として、現在の園運営を園長や職員の意見だけではなく、理事会、父母の会、ささえる会等の意見も取り入れて行っている。課題を次年度へとつなげていく姿勢は見えるので、その中で出てきた問題点や検討内容を文書に残していくことに期待したい。

必要と思われる標準的な実施方法の文書化は進んでいるが、見直しのルールが確立していなかった。記録の作成・管理については概ね良好であり、子どもや家族の個人情報を含む文書・記録に関しても、項目別にファイリングされて書庫に保管されていた。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50 (a) ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51 (a) ・ b ・ c

評価機関のコメント

園の情報は市や法人のホームページに掲載されており、入園説明会の時にもプロジェクターを使用して詳細に知らせている。利用希望者に対する園の見学も積極的に受け入れており、アレルギー児を抱える保護者からの問い合わせも多い。入園に当たっては、内容によって、市の担当者同席の下で説明し、同意を得ている。

保育サービスの変更は市の様式を用いて行われ、職員会議等で職員にも周知されている。転園の場合は、市の書類以外に月案の用紙を用いて、当園で過ごした子どもの様子を転園先に伝えている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

生活状況、アレルギーの有無、離乳食等については、市の定めた様式を用いて保護者に記入してもらい、主任保育士が確認を行うことで子ども一人ひとりの保育へとつなげている。綿密なサービス実施計画を作成し、クラス懇談会や早朝、延長の時間にも担任が関わることができるように職員のローテーションを組み、保護者との信頼関係を深めている。職員がサービス実施計画を個々の状況に合わせて柔軟に変更することはあるが、定期的に見直す仕組みはない。評価、見直しをするための様式を用意し、記録に残すことで子ども一人ひとりのニーズや課題をより明確にし、さらに充実した保育サービスの提供につながることを期待したい。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

自然の光を多く取り入れている室内は明るく、食事の場と活動の場が別れている。幼児の部屋は引き戸で仕切られており、時間によっては異年齢で関わることができるようになっている。園周辺には自然が多く、季節を感じながらの散歩が可能であり、途中で地域の方との交流も図れている。保育の記録や個別指導計画は担任が主体となって作成し、一人ひとりの発達に合った援助が行われている。市の企画する研修への参加や園内研修の他に、自主的に外部の研修に参加することを推奨しており、職員の資質向上に努めている。それぞれの研修が、職員独りだけの成果で終わることなく、全職員の資質向上につながるような検討を期待したい。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果	
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもを取り巻く様々な保育環境を職員間で共有するために、職員会議や乳児・幼児会議が有効に機能している。食育に力を入れており、園独自の献立表を使い、給食、おやつ共に手作りを心がけている。調理室は一階の中央付近の少し低い位置にあり、ガラス窓からはどの年齢の子どもも食材や調理の様子を見たり、匂いを感じたりすることができる。乳児も陶器の食器を使用するなど、五感を使って食への関心を高めている。アレルギーのある子どもにも給食が楽しめるように、人気のあるメニューの時は全ての子どもに代替食(除去食)を提供する等の工夫が見られる。代替食の提供に調理職員の労務の多くが割かれ、職員への食事の用意・提供はできないが、職員からの不満の声は全く聞かれない。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

子どもの成長・発達の見守りや援助を充実させるために、園(職員)と保護者が一体となって協力体制を築き上げている事例が多く見られる。
乳児だけでなく、0歳児から5歳児に至るまで、全ての子どもに連絡帳が用意され、家庭との連携に大きな役割を果たしている。年4回実施されるクラス懇談会では、働く保護者に配慮して保育時間後の時間帯に行われている。そのため8割前後の保護者が出席し、担任と保護者との懇談だけではなく、保護者同士の交流の場ともなっている。